歯科医療機関におけるインボイス制度への対応(令和5年9月版)

公益社団法人日本歯科医師会 税務・青色申告委員会

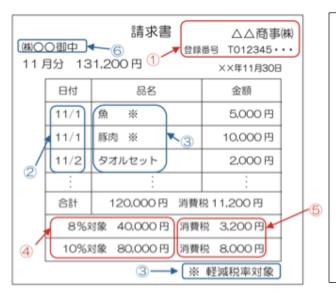
1. インボイスとは

インボイス制度とは、令和5年10月1日から導入される仕入税額控除の方式です。

消費税の仕入税額控除の適用を受けるための要件として、一定の記載事項を具備した帳簿や請求書等の保存が必要ですが、この保存すべき請求書等の様式が適格請求書(インボイス)に変わります。

令和5年 10 月から「適格請求書等保存方式」(インボイス制度)が導入されますので、 詳細についてお知らせします。

インボイスとはレシートや領収書、納品書などに一定の事項が記載されたものをいいます。一定の事項とは登録番号・適用税率・税率ごとに区分した消費税額等を指します。 (図 1)



適格請求書(インボイス)の例

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称お よび登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である 旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額 (税抜または税込)および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は一請求書あたり、税率ごとに 1 回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または 名称

図 1

消費税の仕入税額控除とは、生産、流通などの各取引段階で二重、三重に税がかかることのないよう、課税売上に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除し、税が 累積しない仕組みです。すなわち

受け取った消費税-支払った消費税=仕入控除税額(納税又は還付税額)

となり、(図2)に示すように各流通段階で仕入税額控除が行われていて、最終消費者が 消費税を負担するようになっています。



●非課税売上となる社会保険診療収入の多い歯科医療機関においては原則課税の場合は 受け取った消費税 – 支払った消費税×課税売上割合=仕入控除税額

インボイス制度導入以降は、インボイスではない請求書では仕入税額控除が受けられな くなります。

インボイスを発行する為には所轄の税務署長への登録申請書の提出が必要です。登録申請書は、書面および e-Tax を利用して提出することができます。個人事業者はスマートフォンでも手続が可能です。

申請後、税務署が審査を行い、登録された場合は登録番号が税務署から通知され国税庁 適格請求書発行事業者公表サイトで公表されます。この登録を受けた事業者がインボイス を発行することができます。

インボイス発行事業者は消費税の課税事業者のみが登録できます。

消費税を納めていない事業者である「免税事業者」は「インボイス」を発行することができません。したがって、免税事業者がインボイスを発行する為には課税事業者になる必要があります。

2. 歯科医療機関への影響

(1) 売上取引への影響

歯科医療機関においては主たる取引対象が個人であるため、**インボイスを要求されるケースはかなり限定的であると考えられます。**ただし事業所検診等、課税事業者との取引がある場合はインボイスを要求されることが想定されます。

歯科医療機関において事業者に対する課税売上で想定されるケースとして

- ・歯科医師会が行政から委託されている歯科健診料
- ・企業から社員の健康診断を受託している
- ・企業が費用を負担して社員に業務上必要な検査を受けさせる
- ・医療法人が企業から産業医報酬を受け取っている 等が考えられます。

事業者との売上取引がある場合はインボイス発行事業者への登録を検討しますが、免税 事業者と課税事業者では対応が異なります。

① 免税事業者の場合

歯科医療機関の約63%は免税事業者です。インボイスは課税事業者でなければ発行できないため、免税事業者がインボイスを発行するためには課税事業者となる必要があります。しかし、課税事業者となれば税負担や納付に係る事務的な負担が増大します。

この税負担を軽減するために、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合に、 納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとされています。

また事務的な負担を軽減するために基準期間(前々年・前々事業年度)における課税 売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行 から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除ができるようになりました。またインボイス制度への移行に伴い、インボイスの交付義務とともに、値引き等を行った際には、値引き等の金額や消費税額等を記載した返品伝票といった書類(返還インボイス)の交付義務が課されることとなりますが、事業者の事務負担を軽減する観点から、少額な値引き等(1万円未満)については、返還インボイスの交付を不要とすることとされています。

仮に免税事業者が課税事業者登録を行いインボイス発行事業者となった場合、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下となった場合でも免税事業者にはすぐには戻れませんのでご留意ください。

免税事業者が課税事業者となってインボイス発行事業者の登録を行った場合と、免税 事業者のままインボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットを示し ます。(図3)

選択肢	メリット	デメリット
課税事業者となりインボ イス発行事業者になる	取引相手の事業者は仕入税額控除 を行うことができるため取引を維	消費税納付分の利益が減少する 消費税の申告。納付等の事務的な
	持できる可能性が高い	負担が増える
免税事業者のままインボ	引き続き消費税の納付は不要	取引相手の事業者は仕入税額控除
イスの発行は行わない		を行うことができないため取引の
		条件を見直される可能性がある

図3

② 原則課税事業者・簡易課税事業者の場合

原則課税事業者(歯科医療機関の約 10%)・簡易課税事業者(歯科医療機関の約 21%)はインボイス発行事業者として登録を受けることができます。従って、インボイスの発行を求められた場合は登録を行えば、納付税額や事務的な負担が増えることなくインボイスの発行を行うことができます。ただし、課税事業者であってもインボイスを発行する機会がなければインボイス発行事業者となる必要はありません。

課税事業者がインボイス発行事業者の登録を行った場合と、インボイス発行事業者にならなかった場合のメリット・デメリットを示します。(図 4)

選択肢	メリット	デメリット
インボイス発行事業者	取引相手の事業者は仕入税額控除を	登録申請の手間がかかる
になる	行うことができるため取引を維持で	請求書の追記事項が増えるため事
	きる可能性が高い	務的な負担が増える
		インボイスを保存する必要がある
インボイスの発行は行	登録申請の手間がかからない	取引相手の事業者は仕入税額控除
わない	従来の請求書を使用できる	を行うことができないため取引の
	インボイスを保存する手間がかから	条件を見直される可能性がある
	ない	

図 4

事業者に対して課税売上がある歯科医療機関は僅かと思われますが、該当する場合は顧問税理士さんと相談し、インボイス発行事業者として登録すべきか慎重に検討し判断する必要があります。

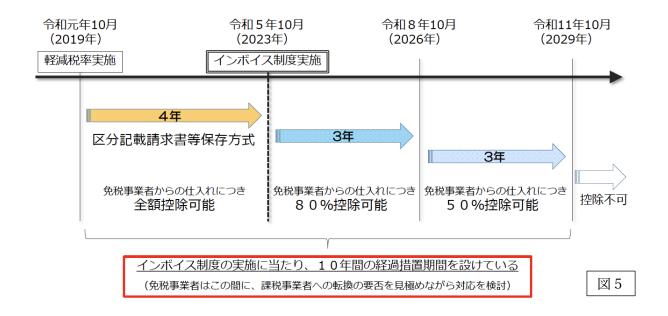
また、インボイス発行事業者には原則、以下の義務が課されます。

- ・インボイスの交付 取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、インボイスを交付する。
- ・返還インボイスの交付 返品や値引き等、売り上げにかかる対価の返還等を行う際に返還インボイスを交付す る。
- ・修正したインボイスの交付 インボイスに誤りがあった際に修正したインボイスを交付する。
- ・写しの保存 交付したインボイスの写しを保存する。

(2) 仕入取引への影響

免税事業者や、簡易課税事業者は仕入税額控除を行わないためインボイスは不要です。 しかし、原則課税事業者においては仕入税額控除を行うためにはインボイスが必要となり ます。仕入税額控除の要件として一定の事項を記載した帳簿及びインボイスなどの請求書 等の保存が必要となり、課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間保存する必要があります。

仕入取引ではこの原則課税事業者における事業者間取引が問題となります。取引先の事業者がインボイスを発行できない場合は仕入税額控除ができません。歯科医療機関において考えられるケースは歯科技工所への委託です。歯科技工所は個人で経営されていることも多く、その場合は免税事業者であることも想定されます。免税事業者であればインボイスを発行できず原則課税の歯科医療機関は仕入れ税額控除ができません。ただし、インボイス制度への円滑な移行のため、免税事業者や消費者などのインボイス発行事業者以外から行った課税仕入れについて、制度実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%を控除可能として、免税事業者を守る措置が設けられています。(図5)



取引相手が課税事業者であってもインボイス発行事業者として登録していないことも想定されます。令和5年10月1日から仕入税額控除を行うために取引相手のインボイス発行事業者登録の有無を確認することが必要です。国税庁ホームページの適格請求書発行事業者公表サイトから登録の有無を確認することができます。

https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/

また、取引先が免税事業者の場合、インボイス発行事業者になる予定があるか確認が必要です。免税事業者のようなインボイスを発行できない事業者から仕入を行なっている原則課税事業者は今後、以下のような対応が考えられます。

- ・インボイス発行事業者になることを提案
- ・条件を変えずに取引
- ・価格や取引条件を見直す

仕入れ税額控除ができない分の価格の見直しや、取引条件の見直しを行う際は双方が納得した上で行うよう注意が必要です。仕入税額控除ができないことを理由に立場の強い事業者が立場の弱い事業者に対して値下げを強要することは、独占禁止法に抵触する可能性

があります。中小企業庁が独占禁止法等により問題となる行為について公表していますの でご参考にしてください。

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/invoice/qa.html

3. 特に歯科医療機関で留意すること

- 1. 社会保険診療については非課税ですので消費税がかかりません。
- 2. 自費診療には消費税がかかります。
 - 自由診療
 - 健康診断
 - 予防接種
 - 診断書発行手数料
 - 主治医意見書発行手数料
 - 行政から委託を受けて行った検診など
 - その他自費診療
- 3. 消費税が発生するのは、消費税の課税対象である売上が年間 1,000 万円を超えた場合、自費診療の売上が合計して、1,000 万円を超えると消費税が発生します。自費診療の売上が 1,000 万円を超えた 2 年後から消費税が発生します。
- 4. 自費診療や物販の売上が 1,000 万円を超える場合は、課税事業者となりインボイス制度への対応を考えます。簡易課税事業者がインボイス事業者登録しても特に負担は増えないと思われますので登録することを検討してください。
- 5. 歯科医療機関は、業者や技工所などからインボイスを「受け取る側」になります。 原則課税の場合はインボイス登録番号を請求書(領収証)に記載してもらい、7年 間保存(紙でもデータでも)しておくことが求められます。
- 6. 診療所の賃料について、原則課税の場合は貸し手がインボイス登録事業者かどうか 確認する必要があります。また、賃料は多くの場合、支払の都度インボイスをもら うことがないため、インボイスの要件を満たすための対応が必要です。
- 7. 登録事業者の場合には、レジで発行するレシートの簡易インボイス(宛先のないインボイス)への対応を検討する必要があります。自費診療や商品の購入に対しインボイス発行を求められることも考えられますのでインボイスとして手書き領収書を備えるとよいでしょう。
- 8. 外科、矯正、全身麻酔などで、診療を委託する場合、嘱託医が請負的な事業所得として収入を得ている場合、嘱託医が課税事業者ならばインボイスを渡すことになります。また外注費を支払った歯科医療機関側もインボイスを受領できます。
- 9. インボイス発行事業者でない者からの再生資源の仕入は例外としてインボイスが不要であるため、金属買取業者がインボイスを発行できない歯科医療機関から回収した金属については帳簿のみで仕入税額控除が可能となりますので対応にご留意ください。

4. 最後に

インボイス制度が導入されるにあたり、その対応は主たる売上対象が個人か事業者かで 大きく異なります。また、免税事業者・簡易課税事業者・原則課税事業者それぞれにおい ても異なります。自院の取引先や経営状況をよく把握し、**顧問税理士がいる場合はよく相 談し対応するようにしてください。**

また、国税庁のホームページでもインボイスについての情報を公開しておりますのでご 参考にしてください。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm